

(一社)トラビスタ山口 賛助会員規約

一般社団法人トラビスタ山口（以下「当法人」という）は、賛助会員規約を以下のとおり定める。

第1条【会員】

名称を、一般社団法人トラビスタ山口賛助会員（以下「賛助会員」という）と称し、企業・団体会員と個人会員の2種類とする。

第2条【目的】

賛助会員は、当法人定款に示す目的に賛同し、事業・活動を資金的に支援することを目的とする。

第3条【議決権】

賛助会員は、当法人の総会における議決権を持たない。

第4条【入会】

当法人への賛助会員入会に当たっては、本規約を承認し、当法人所定の入会申込書により当法人に申し込むものとする。

2 当法人は、入会申込書の内容を審査し、当法人の理事会の議決により入会を承認する。

第5条【会費】

会費は、銀行振込による一括払いとする。なお、振込手数料は賛助会員が負担するものとする。

(1) 企業・団体会員 1口 10,000円

(2) 個人会員 1口 5,000円

第6条【賛助会員の特典】

賛助会員は、別表に示す会員種別に応じて特典を受け取ることができる。特典に関する事項は、細則に定める。

(1) 企業・団体会員 別表1-1 (FC TRVISTA)、別表2-1 (TRVISTA 柔道)、
別表3-1 (HC TRVISTA)

(2) 個人会員 別表1-2 (FC TRVISTA)、別表2-2 (TRVISTA 柔道)、
別表3-2 (HC TRVISTA)

2 企業・団体会員が、別表に定める会員種別以外を希望する場合、当法人の理事会の議決により締結条件を定め、当法人及び当該会員相互の合意の下、特別会員として入会することができる。

第7条【賛助会員資格の有効期間】

賛助会員資格の有効期間は原則として、入会承認日の翌月1日から起算し、1年間または3年間とする。ただし、当法人及び当該会員相互の合意の下、年度初めから年度末までの1年間または3年間とすることができる。

2 当法人は、前項に定める有効期間終了2ヶ月前に、賛助会員に対して継続又は退会の意思確認を行う。

3 契約期間終了とともに退会する場合は、当法人に申し出るものとする。

4 賛助会員資格は、第三者に譲渡または相続させたり、使用させたりすることはできない。

第8条【退会】

賛助会員は、有効期間内でも、1ヶ月前までに当法人に所定の退会届を提出することにより、退会することができる。この場合、当法人は、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとし、また、当該賛助会員の特典については有効期間終了後まで継続するものとする。

第9条【除名】

賛助会員が、以下のいずれかの項目に該当する場合、当法人の理事会の議決により、当該賛助会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款ならびに本規約に違反したとき
 - (2) 当法人に届け出た事項に重大な虚偽があることが判明したとき
 - (3) 会費の支払を怠ったとき
 - (4) 当法人の名誉を著しく傷つける行為があったとき
 - (5) 賛助会員としての品位または社会的信用を損なう行為があったとき
 - (6) 法令もしくは公序良俗に反する行為があったとき
 - (7) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）に該当すると判明したとき
 - (8) その他、当法人が賛助会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき
- 2 賛助会員が除名された場合、いかなる理由があっても納入された会費の払い戻しは一切行わないものとし、また、当該賛助会員の特典については即時失効するものとする。
 - 3 賛助会員が除名に承服できない場合、当法人からの通告から10日以内に、書面にて異議申し立てを行うものとする。当法人の理事会は、提出から10日以内に書面を審議し、結果を通告しなければならない。
 - 4 当法人の一般会員が着用するウェア類に賛助会員の企業ロゴのプリントを行っていた場合またはマイクロバスに賛助会員の企業の紹介をマーキングしていた場合、ウェアの交換またはマーキングの撤去に必要な費用は賛助会員が全額負担するものとする。

第10条【会員資格の喪失】

前2条に定める場合のほか、賛助会員が以下のいずれかの項目に該当するに至った場合、その資格を喪失する。

- (1) 企業・団体会員である法人または団体が解散したとき
 - (2) 個人会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- 2 賛助会員資格を喪失した場合、いかなる理由があっても納入された会費の払い戻しは行わない。

第11条【届出事項の変更】

賛助会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、速やかに当法人に届け出ることとする。

- 2 賛助会員が届出を怠ったことで生じた損害については、当法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる責任も負わない。

第12条【準拠法・管轄裁判所】

本規約に関する準拠法は、日本国法が適用されるものとする。

- 2 当法人と賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、山口地方裁判所周南支部を専属管轄裁判所とする。

第13条【規約の改廃】

本規約の改廃は、理事会の議決を経て行うことができる。

- 2 本規約の改廃を行った場合、当法人のウェブページに一定期間掲示するとともに、当法人から賛助会員に周知するものとする。
- 3 賛助会員は、規約の改廃事項について協議の必要がある場合、当法人からの周知後10日以内に当法人に連絡することとする。
- 4 規約の改廃に関する当法人からの周知後10日が経過した場合、規約の改廃について賛助会員が同意したものとみなす。

第14条【発効】

本規約は、2023年12月1日より発効するものとする。

- 2 本規約は、以下の日に改訂され、即日発効した。
2023年12月28日、 2024年11月1日

《 FC TRVISTA 賛助会員細則 》

(別表1-1) 企業・団体会員 ※【 】内の数は、申し込める企業・団体数の上限。

会員種別	会費/有効年数	特典	注釈
ダイヤモンド 【1】	600,000 円 60 口以上/3 年	・FC TRVISTA ユニフォーム (正面・胸) に企業ロゴのプリント ・FC TRVISTA トレーニングシャツに企業ロゴのプリント ・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	1, 2, 3, 9, 10, 11
プラチナ 【1】	400,000 円 40 口以上/3 年	・FC TRVISTA ユニフォーム (背面・背番号上) に企業ロゴのプリント ・FC TRVISTA トレーニングシャツに企業ロゴのプリント ・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	1, 2, 3, 9, 10, 11
ゴールド 【1】	200,000 円 20 口以上/3 年	・FC TRVISTA ユニフォーム (背面・裾) に企業ロゴのプリント ・FC TRVISTA トレーニングシャツに企業ロゴのプリント ・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	1, 2, 3, 9, 10, 11
ルビー 【5】	200,000 円 20 口以上/1 年	・FC TRVISTA 移動着ポロシャツに企業ロゴのプリント ・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	3, 4, 9, 10, 11
サファイア 【3】	200,000 円 20 口以上/1 年	・FC TRVISTA ジャージシャツ背面に企業ロゴのプリント ・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	3, 5, 9, 10, 11
シルバー 【10】	100,000 円 10 口以上/1 年	・FC TRVISTA マイクロバス外面に企業の紹介をマーキング (1箇所) ・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	7, 8, 9, 10, 11
ブロンズ 【10】	50,000 円 5 口以上/1 年	・FC TRVISTA トレーニングシャツに企業ロゴのプリント ・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	3, 6, 9, 10, 11
ブルー 【上限なし】	30,000 円 3 口以上/1 年	・当法人のウェブページにバナー (大) の掲示	9, 11
ホワイト 【上限なし】	10,000 円 1 口以上/1 年	・当法人のウェブページにバナー (小) の掲示	9, 11
法人サポーター 【上限なし】	10,000 円 1 口以上/1 年	なし	

※ 全会員種別共通、希望者に FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)。→ 注釈12

※ ブルー、ホワイト、法人サポーター会員を除き、希望者は、当法人の一般会員に賛助会員の情報を周知するメッセージの送信が可能。→ 注釈10

(別表1-2) 個人会員

会員種別	会費/有効年数	特典
イエロー 【上限なし】	5,000 円 1 口以上/1 年	・当法人のウェブページに御芳名の掲示
サポーター 【上限なし】	5,000 円 1 口以上/1 年	なし

※ 希望者に FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (20,000 円ごと 1 着)。→ 注釈12

1 一つの企業・団体が、ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド会員を兼ねることはできない。それ以外の会員種別は兼ねることができるが、会員種別ごとに入会申込書を提出し、会費を納めること。

(例1) ダイヤモンド会員とプラチナ会員を同一企業・団体が申し込む。

→不可。

(例2) ダイヤモンド会員とシルバー会員を同一企業・団体が申し込む。

→可。ただし、会員種別ごとに入会申込書の提出と会費の納入が必要。

2 ユニフォームにプリントする企業ロゴの配置は、右図の通りとする。



- 3 ウェア類にプリントする企業ロゴのデータは AI 形式とし、賛助会員が制作したものを、当法人にメール (sup@trvista-y.jp 宛) で提出する。企業ロゴのデータ制作にかかる費用は賛助会員が負担する。ウェア類にプリントする企業ロゴのサイズ及び位置は、当法人に一任する。
- 4 移動着ポロシャツにプリントする企業ロゴは、正面2社、背面3社とする。掲載順は、毎年1月末時点の申込口数が多い順とする。申込口数が同じ場合は申込順とする。
- 5 ジャージシャツにプリントする企業ロゴは背面3社とし、掲載順は、毎年1月末時点の申込口数が多い順とする。申込口数が同じ場合は申込順とする。
- 6 トレーニングシャツにプリントする企業ロゴは、正面5社、背面5社とする。掲載順は、ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド会員の希望を優先し、残り7箇所掲載順は、毎年1月末時点の申込口数が多い順とする。申込口数が同じ場合は申込順とする。
- 7 マイクロバス外面に掲示する企業の紹介は1箇所（バス1台）とする。2箇所（バス2台）以上の掲示を希望する場合は、1箇所につき10口の会費を納めること。掲載順は当法人に一任する。
- 8 マイクロバス外面に掲示する企業の紹介は、車体側面に $\text{Ⓢ}350 \times \text{Ⓢ}800\text{mm}$ のサイズでマーキングを施す。そのサイズに準じたAI形式でデータを賛助会員が制作し、当法人にメール (sup@trvista-y.jp 宛) で提出する。掲示する位置は当法人に一任する。データの制作費用及びマイクロバス外面へのマーキング施工費用は賛助会員が負担する。
- 9 ウェブページに掲示するバナーのデータはPNG、JPEG、EPS形式のいずれかとし、賛助会員が規定サイズ（大 $\text{Ⓢ}250 \times \text{Ⓢ}300\text{px}$ / 小 $\text{Ⓢ}100 \times \text{Ⓢ}300\text{px}$ ）で制作したものを当法人にメール (sup@trvista-y.jp 宛) で提出する。企業ロゴのデータ作成にかかる費用は賛助会員が負担する。バナーは当法人及びFC TRVISTAそれぞれのウェブページに掲示し、希望によりリンクを設定する。掲示する位置は当法人に一任する。掲載順は申込口数が多い順とする。申込口数が同じ場合は申込順とする。
- 10 一般会員に賛助会員の情報を周知するメールは、毎月25日に送信する。メール文の内容は、企業・団体名と紹介文で構成する。紹介文原稿は100字以下の文字のみとし、賛助会員が制作したものを毎月20日までに当法人にメール (sup@trvista-y.jp 宛) で提出する。期限までに提出がない場合は、企業・団体名のみ記載する。
- 11 ウェア類にプリントする企業ロゴ、マイクロバスに掲示する企業の紹介に記載する内容や一般会員に賛助会員の情報を周知するメールの内容については、当法人の承認を得なければならない。
- 12 サポーターTシャツは、申込口数に応じて、希望者に進呈する。必要枚数及びサイズは入会申込書に記載すること。